

## 5 隣接する学校種の免許状を取得する方法

### (1) 小学校教諭等の経験年数を利用し、2種免許状を取得する場合

所要資格		中	別表 8-1	
授与を受けようとする免許状		中学校教諭 2 種免許状		
有することが必要な免許状		小学校教諭普通免許状		
経験年数 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">注2</span>		3 年 以上		
		必要単位数		
最低修得単位数 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">注1</span>	「教科に関する専門的事項に関する科目」 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">注3</span>		それぞれ1単位以上 計10単位	
	小 計		10	
	各教科の指導法に関する科目 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">注4</span>		2	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	事 項	生徒指導の理論及び方法 ----- 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 ----- 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	全ての事項を含み 2 単 位
	小 計		4	
計		14		

注1 最低修得単位数は、小学校普通免許状取得後に修得した単位とする。  
中学校教諭免許状の認定課程のある大学等で修得する。

注2 小学校普通免許状取得後に  
○小学校、中学校、義務教育学校  
○特別支援学校の小学部・中学部  
○中等教育学校の前期課程  
の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師としての経験年数3年を要する(助教諭としての経験は含めない。)

注3 「教科に関する専門的事項に関する科目」は、中別表1(教科)に掲げる科目のうち、取得しようとする教科の各法定科目をそれぞれ1単位以上修得し、それぞれ一般的包括的内容を必ず修得する。(中別表(教科)の備考欄及び下表取得例参照)

注4 「各教科の指導法に関する科目」は、それぞれ授与を受けようとする教科ごとに修得する。

#### <取得例>

小学校教諭等の経験年数を利用し、中学校教諭2種免許状(保健体育)を取得する場合

法 定 科 目		最低修得単位数	注1
「教科に関する専門的事項に関する科目」	体育実技	それぞれ1単位以上 計10単位以上 (それぞれの科目ごとに一般的包括的内容を必ず修得すること。)	科目のうち、次のとおり記載されている内容に注意して修得すること。 (1) 「○○、△△、××」と記載されている場合 ※ 修得例…「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」の場合、「」内のいずれか1つ以上の科目を修得する。 (2) ○○・△△と記載されている場合 ※ 修得例…衛生学・公衆衛生学の場合、両方の科目を修得する。 (3) (○○を含む。)と記載されている場合 ※ 修得例…運動学(運動方法学を含む。)の場合、( )内の内容を含めて修得する。
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。)		
	生理学(運動生理学を含む。)		
	衛生学・公衆衛生学		
「各教科の指導法に関する科目」 保健体育の指導法		2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(全ての事項を含む。)		2	
計		14	

(2) 小学校教諭等の経験年数(3年以上)に加えて、中学校の助教諭等の経験年数を利用して、2種免許状を取得する場合

所要資格			中	施行規則第18条の2			
授与を受けようとする免許状			中学校教諭2種免許状				注1 最低修得単位数は、小学校教諭普通免許状取得後に修得した単位とする。 中学校教諭免許状の認定課程のある大学等で修得すること。
有することが必要な免許状			小学校教諭普通免許状				
経験年数 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">注2</span> (平成28年4月1日以降のものに限る)			0年	1年	2年	3年	注2 小学校教諭普通免許状取得後に、 ○小学校、中学校、義務教育学校 ○特別支援学校の小学部・中学部 ○中等教育学校の前期課程 の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師としての職の経験年数3年(助教諭としての経験は含めない。)に加えて、 中学校、義務教育学校、中等教育学校又は特別支援学校の中学部の助教諭又は講師としての経験がある場合、その経験年数に応じて、1年につき3単位ずつ軽減され、最大7単位まで軽減される。
「教科に関する専門的事項に関する科目」 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">注3</span>			10	7	5	5	
最 修 得 単 位 数	各教科の指導法に関する科目 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">注4</span>		2	2	1	1	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	事 項 生徒指導の理論及び方法 ----- 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 ----- 進路指導の理論及びキャリア教育の理論及び方法	2	2	2	1	
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">注1</span> 計			14	11	8	7	注3 「教科に関する専門的事項に関する科目」は、中別表1(教科)に掲げる科目のうち、取得しようとする教科の各法定科目をそれぞれ1単位以上修得し、それぞれ一般的包括的内容を必ず修得する。(中別表1(教科)の備考欄及び前ページ取得例参照)  注4 「各教科の指導法に関する科目」は、それぞれ授与を受けようとする教科ごとに修得する。

○ 教科に関する専門的事項に関する科目

		中	別表1(教科)	別表4(教科)
教科名	法定科目名			
国 語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）			
	国文学（国文学史を含む。）			
	漢文学			
	書道（書写を中心とする。）			
社 会	日本史・外国史			
	地理学（地誌を含む。）			
	「法律学、政治学」			
	「社会学、経済学」			
数 学	代数学			
	幾何学			
	解析学			
	「確率論、統計学」			
理 科	コンピュータ			
	物理学			
	物理学実験（コンピュータ活用を含む。）			
	化学			
美 術	化学実験（コンピュータ活用を含む。）			
	生物学			
	生物学実験（コンピュータ活用を含む。）			
	地学			
音 楽	地学実験（コンピュータ活用を含む。）			
	ソルフェージュ			
	声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）			
	器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）			
保 健	指揮法			
	音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）			
	絵画（映像メディア表現を含む。）			
	彫刻			
保 健	デザイン（映像メディア表現を含む。）			
	工芸			
	美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）			
	体育実技			
技 術	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）			
	生理学（運動生理学を含む。）			
	衛生学・公衆衛生学			
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）			
技 術	生理学・栄養学			
	衛生学・公衆衛生学			
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）			
	木材加工（製図及び実習を含む。）			
技 術	金属加工（製図及び実習を含む。）			
	機械（実習を含む。）			
	電気（実習を含む。）			
	栽培（実習を含む。）			
技 術	情報とコンピュータ（実習を含む。）			

○ 教科に関する専門的事項に関する科目

		中	別表 1 (教科)	別表 4 (教科)
教科名	法定科目名			
家 庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）			
	被服学（被服製作実習を含む。）			
	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）			
	住居学			
	保育学（実習を含む。）			
職 業	産業概説			
	職業指導			
	「農業、工業、商業、水産」			
	「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」			
職業指導	職業指導			
	職業指導の技術			
	職業指導の運営管理			
英 語	英語学			
	英語文学			
	英語コミュニケーション			
	異文化理解			
宗 教	宗教学			
	宗教史			
	「教理学、哲学」			

備考

- \* 教科に関する専門的事項に関する科目は、取得しようとする教科の法定科目をそれぞれ1単位以上を修得し、**それぞれ一般的包括的内容を必ず修得**する。
- \* (〇〇を含む。)と記載のある科目は、( )内の内容を必ず含めて修得する。
- \* (〇〇及び△△)と記載のある科目は、〇〇と△△を必ず修得する。
- \* 〇〇・△△と記載のある科目は、〇〇と△△を必ず修得する。
- \* 「〇〇、△△、××」と記載のある科目は、「 」内の科目のうち、1以上の科目を修得する。  
ただし、職業の教科における「農業、工業、商業、水産」の科目は、2以上の科目について、それぞれ2単位以上を修得する。  
なお、商船をもって水産に替えることができる。
- \* 該当する教科の認定課程のある大学等で修得する。
- \* 英語以外の外国語の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、英語の場合の例による。